

群馬県 奨学金返還 支援制度

(企業連携型)

奨学金返還支援を行う
中小企業等への補助を
2020年度から始めます



制度概要

県内の中小企業等が自らの従業員に対して奨学金の返還支援を行っている場合に、その支援額の1/2を県が補助し、企業等と連携して若者の県内定着に取り組みます。

補助対象企業

県内に本社がある中小企業等(※)

※中小企業基本法等における定義に該当する者、一般及び公益社団・財団法人、農業法人、各種協同組合等

支援対象者

補助対象企業等に勤務し、次の全てを満たす者

- ・(独)日本学生支援機構の第一種(無利子)または第二種(有利子)奨学金の貸与者
- ・補助対象企業等に正規職員として勤務
- ・本制度導入年度以後の採用者で新規学卒者

◎特定の学部卒業や業種への就職、Uターンに限定する等の条件はありません。

◎県内大学の卒業者も本制度の対象となります。

補助対象期間

支援対象者1名につき、最長3年間

年間補助額

補助対象企業等の支援額の1/2

ただし、次のいずれか低い額を県補助額の上限とします。

- ・支援対象者の奨学金年間返済額の1/3
- ・6万円/年・人

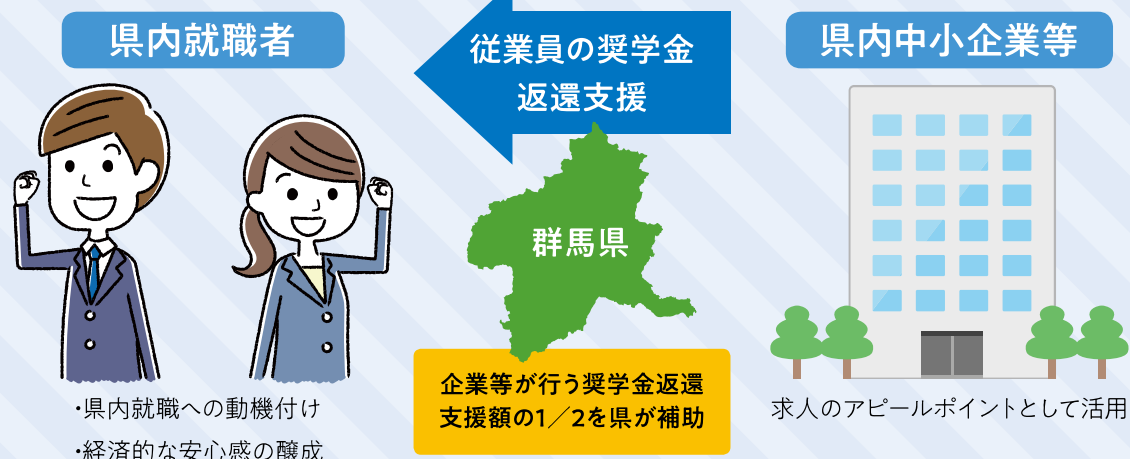
◎企業等が補助対象額を超えて独自に上乗せ支援しても構いません。

補助金申請期間

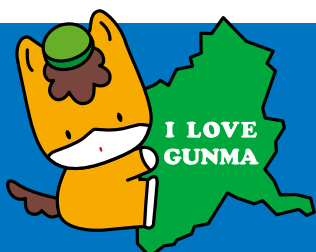
- ・令和3年 1月4日～2月15日 ……申請書類の提出
- ・令和3年 3月15日頃 ……補助額の決定
- ・令和3年 5月20日頃 ……支払い(※)

※4月中に奨学金返還額の証明書類の提出が必要になります。

制度イメージ



群馬県奨学金返還支援制度に関するホームページ http://www.pref.gunma.jp/07/b01g_00071.html



◆ お問い合わせ先 ◆

群馬県 知事戦略部 戦略企画課 未来創生室 政策推進係
TEL 027-226-2314 FAX 027-223-4371
E-mail senryakuka@pref.gunma.lg.jp